

令和元年 9 月  
令和元年 第 4 回 栃木市議会 定例会  
議 案 書

栃 木 市



番 号	件 名	
報告第11号	平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	1
報告第12号	栃木市土地開発公社の平成30事業年度事業報告書の提出について	3
報告第13号	一般財団法人栃木市農業公社の平成30年度事業状況報告書の提出について	4
報告第14号	株式会社観光農園いわふねの平成30年度経営状況説明書の提出について	5
議案第95号	市長の専決処分事項の承認について	6
議案第96号	令和元年度栃木市一般会計補正予算(第4号)	別冊
議案第97号	令和元年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	別冊
議案第98号	栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	8
議案第99号	栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の制定について	21
議案第100号	栃木市森林環境譲与税基金条例の制定について	25
議案第101号	栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を 改正する条例の制定について	28
議案第102号	栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第103号	栃木市天幕使用条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第104号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第105号	栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第106号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第107号	栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第108号	栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正する条例の 制定について	43
議案第109号	栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について	46
議案第110号	栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第111号	栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例の制定について	58
議案第112号	栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第113号	道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第114号	栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する 条例の制定について	73
議案第115号	栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について	75

議案第 116 号	栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案第 117 号	栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	92
議案第 118 号	栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第 119 号	栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	98
議案第 120 号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	100
議案第 121 号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	102
議案第 122 号	栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について	105
議案第 123 号	栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	121
議案第 124 号	栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	131
議案第 125 号	財産の貸付けについて	149
議案第 126 号	平成30年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	151
議案第 127 号	平成30年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	152
議案第 128 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	153
議案第 129 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	154
認定第 1 号	平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	155
認定第 2 号	平成30年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	156
認定第 3 号	平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	157
認定第 4 号	平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	158
認定第 5 号	平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	159
認定第 6 号	平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について	160
認定第 7 号	平成30年度栃木市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	161
認定第 8 号	平成30年度栃木市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について	162

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

### 1 健全化判断比率

指 標 名 称	数 値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.58%
連結実質赤字比率	—	16.58%
実質公債費比率	9.8%	25.0%
将来負担比率	43.3%	350.0%

### 2 資金不足比率

会 計 名 称	数 値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道事業会計	—	20.0%
栃木市千塚町上川原産業団地特別会計	—	20.0%

### 3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

栃木市土地開発公社の平成30事業年度事業報告書の提出について

栃木市土地開発公社の平成30事業年度事業報告書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

一般財団法人栃木市農業公社の平成30年度事業状況報告書の  
提出について

一般財団法人栃木市農業公社の平成30年度事業状況報告書を地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により別添のとおり  
提出する。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子



株式会社観光農園いわふねの平成30年度経営状況説明書の提出について

株式会社観光農園いわふねの平成30年度経営状況説明書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

市長の専決処分事項の承認について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和元年7月29日

栃木市長 大川 秀子

令和元年5月31日、栃木市都賀町家中地内において発生した公用車による交通事故に係る物件損害分について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市都賀町家中地内居住者

2 損害賠償の額

1,027,510円

3 賠償の条件

市から損害賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方意義、請求の申立てをしない。

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号。以下「給与条例」という。）別表第1行政職給料表に定める1級及び2級においてそれぞれ最高の号給の給料月額を超えない範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の

度を考慮して、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第5条 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第6条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第7条 給与条例第13条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第8条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間中に勤務する」とあ

るのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第9条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第10条 第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第7条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第3項及び第4項並びに第8条の規定により準用する給与条例第14条並びに第9条の規定により準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第11条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第12条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額及び支給方法は、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年栃木市条例第56号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第13条 第7条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第8条の規定により準用する給与条例第14条及び第9条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから当該年度における栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）



第14条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、休暇等条例第9条に規定する祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は休暇等条例第9条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の基準月額とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が休暇等条例第2条第1項に規

定する勤務時間と同一であるとした場合に、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、第3条の規定を適用して得た額に、100分の3を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第16条 特殊勤務手当条例第3条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間との合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の5

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第20条 第15条第3項の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1月の報酬額に100円未満の端数を生じたときは、50円未満の端数を切り捨て、50円以上の端数を100円に切り上げるものとする。

2 第23条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第22条 報酬の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第23条 第17条から第19条まで及び第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度における休暇等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額を当該

パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第24条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の特例)

第25条 第15条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員であって、規則で定めるものに対する報酬の額については、月額35万円を超えない範囲内において規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の支給については、給与条例第10条第2項から第

8項までの規定の例による。ただし、これにより難しい場合として別に定める場合は、勤務の状況に応じ、別に定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、栃木市職員等の旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第60号）の例による。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第28条 会計年度任用職員に給与を支給する際、次に掲げるものをその給与から控除することができる。

(1) 地方公務員法第52条の規定に基づく職員団体の組合費

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 第11条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の97.5」とする。



栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例の制定について

栃木市新斎場PFI事業者選定委員会条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市新斎場 P F I 事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
(平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「P F I 法」という。)に基づき実施  
する栃木市新斎場整備運営事業の事業者(以下「P F I 事業者」という。)  
について、競争性、公平性及び透明性を確保し選定するため、栃木市新斎  
場 P F I 事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、P F I 事業者の選定に関する次に掲  
げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) P F I 事業者の選定基準に関する事項
- (2) P F I 事業者の提案書の審査及び優秀提案者の選定に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、P F I 事業者の選定に関し市長が必要と  
認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から P F I 法第 1 1 条の規定に基づく客観  
的な評価の公表日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平かつ公正に選定を行わなければならない。

2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生活環境部斎場整備室において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市森林環境譲与税基金条例の制定について

栃木市森林環境譲与税基金条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、栃木市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）第28条の規定により譲与を受けた森林環境譲与税の額とし、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用す

ることができる。

(処分)

第6条 基金は、市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の森林の整備及びその促進に関する施策は、法第34条第1項各号の施策をいう。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子



栃木市条例第 号

栃木市藤岡遊水池会館条例及び栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部を改正する条例

(栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正)

第1条 栃木市藤岡遊水池会館条例（平成22年栃木市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「310円」に、「300円」を「450円」に改める。

(栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部改正)

第2条 栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例（平成29年栃木市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「150円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の栃木市藤岡遊水池会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

栃木市行政財産使用料条例（平成22年栃木市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表中「消費税を要する。」を「〔評価額×4/100（営利を目的とする場合5/100）〕×110/100」に、「×108/100」を「×110/100」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栃木市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた利用に係る使用料について適用し、同日前になされた利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市天幕使用条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市天幕使用条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市天幕使用条例の一部を改正する条例

栃木市天幕使用条例（平成22年栃木市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1,100円」を「1,150円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市天幕使用条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた利用に係る使用料について適用し、同日前になされた利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項を削り、同表の17の項中「200円」を「300円」に、「180円」を「200円」に改め、同項を同表の16の項とし、同表の18の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の17の項とし、同表の19の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の18の項とし、同表の20の項中「200円」を「300円」に、「180円」を「200円」に改め、同項を同表の19の項とし、同表中20の2の項を20の項とし、40の項を削り、39の項を40の項とし、31の項から38の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の30の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の31の項とし、同表の29の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の30の項とし、同表の28の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の29の項とし、同表の27の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の26の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の27の項とし、同表の25の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の26の項とし、同表の24の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の25の項とし、同表の23の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の24の項とし、同表の22の項中「200円」を「300円」に、「180円」を「200円」に改め、同項を同表の23の項とし、同表の21の項中「200円」を「300円」に改め、同項を同表の22の項とし、

同表中20の3の項を21の項とする。

別表第2中「115,350円」を「120,700円」に、「143,700円」を「150,400円」に、「157,350円」を「164,700円」に、「199,350円」を「208,700円」に、「337,950円」を「353,900円」に、「166,800円」を「174,600円」に、「222,450円」を「232,900円」に、「255,000円」を「267,000円」に、「336,900円」を「352,800円」に、「619,350円」を「648,700円」に改める。

別表第4の2の項の2のオ中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

#### 附 則

この条例中別表第2及び別表第4の改正規定は令和元年10月1日から、別表第1の改正規定は令和2年1月1日から施行する。



栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市消費生活センター条例の一部を改正する条例

栃木市消費生活センター条例（平成22年栃木市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条中「栃木市入舟町15番5号」を「栃木市万町9番25号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

栃木市印鑑条例（平成22年栃木市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第3号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「政令第30条の16第1項」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第7号とする。

第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「資格その他氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第12条第1項第3号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第13条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成22年栃木市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表し尿の部(1) 普通手数料の項中「400円」を「420円」に、「200円」を「210円」に、「550円」を「580円」に改め、同部(2) 特別手数料の項中「200円」を「210円」に改め、同表動物の死体の部中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表粗大ごみの部(1) 容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いものの項中「500円」を「1,000円」に改め、同部(2) 容量及び重量が標準的なものの項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のし尿の収集及び運搬に係る手数料から適用し、同日前のし尿の収集及び運搬に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に申請書を受理している粗大ごみの収集及び運搬に係る手数料については、なお従前の例による。

栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正  
する条例の制定について

栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市隣保館条例及び栃木市真名子夢ホール条例の一部を改正  
する条例

(栃木市隣保館条例の一部改正)

第1条 栃木市隣保館条例（平成22年栃木市条例第154号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「1,100円」を「1,150円」に、「400円」を「420円」に改める。

(栃木市真名子夢ホール条例の一部改正)

第2条 栃木市真名子夢ホール条例（平成23年栃木市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「8,000円」を「8,380円」に、「6,000円」を「6,280円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(栃木市隣保館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の栃木市隣保館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市真名子夢ホール条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の栃木市真名子夢ホール条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用



料については、なお従前の例による。

栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定に  
ついて

栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市地域福祉センター条例等の一部を改正する条例

(栃木市地域福祉センター条例の一部改正)

第1条 栃木市地域福祉センター条例（平成22年栃木市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 栃木市大平地域福祉センターの項中「1,050円」を「1,100円」に、「520円」を「540円」に、「6,300円」を「6,600円」に改める。

(栃木市渡良瀬の里条例の一部改正)

第2条 栃木市渡良瀬の里条例（平成22年栃木市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1日300円	回数券3,000円
--------	-----------

を

「

1日310円	回数券3,100円
--------	-----------

に、

「

1日300円	入館料含む。
--------	--------

を

「

1日310円	入館料含む。
--------	--------

に改める。

」

(栃木市老人福祉センター条例の一部改正)

第3条 栃木市老人福祉センター条例（平成22年栃木市条例第143号）

の一部を次のように改正する。

別表第2中「300円」を「310円」に、「400円」を「420円」に改める。

(栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正)

第4条 栃木市小野寺ふれあい館条例（平成26年栃木市条例第9号）の一

部を次のように改正する。

第8条の表中「300円」を「310円」に、「400円」を「420円」に改める。

(栃木市健康福祉センター条例の一部改正)

第5条 栃木市健康福祉センター条例（平成26年栃木市条例第21号）の一

部を次のように改正する。

別表の1 栃木市大平健康福祉センターの部(1) 会議室等の項中

「

1,050円
840円
1,510円
840円

を

「

1,100円
880円
1,540円
880円

に改め、

840円
1,050円
1,050円
1,260円

880円
1,100円
1,100円
1,320円

」

同部(2) 浴室、脱衣室及びラウンジ並びに大広間及び小広間の項中

「

200円	2,000円
300円	3,000円
200円	2,000円
200円	2,000円

を

」

「

210円	2,100円
310円	3,100円
210円	2,100円
210円	2,100円

に改め、

」

同部(3) トレーニングルームの項中

「

500円
5,000円

「

520円
5,200円

12,000円
21,000円
350円
3,500円
8,400円
14,700円

を

12,480円
21,840円
360円
3,600円
8,640円
15,120円

に改め、

同表の2 栃木市岩舟健康福祉センターの部(1) 会議室等の項中

300円
300円
500円
1,470円
500円

を

450円
450円
750円
1,540円
750円

に、

「200円」を「210円」に改め、

同部(2) 浴室及び脱衣室並びに大広間及び静養室の項中

200円	2,000円
300円	3,000円
200円	2,000円

を

200円	2,000円
------	--------

」

「

210円	2,100円
310円	3,100円
210円	2,100円
210円	2,100円

に改め、

」

同部(3) トレーニング室兼機能回復訓練室の項中

「

500円
5,000円
12,000円
21,000円
350円
3,500円
8,400円
14,700円

を

「

520円
5,200円
12,480円
21,840円
360円
3,600円
8,640円
15,120円

に改める。

」

」

(栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例(令和元年栃木市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、別表に次のように加える改正規定中

「

1時間当たり	630円
1時間当たり	840円
1時間当たり	840円
1時間当たり	1,470円
1時間当たり	320円
1時間当たり	630円
無料	
1時間当たり	630円
無料	
1時間当たり	1,260円

を

」

「

1時間当たり	660円
1時間当たり	880円
1時間当たり	880円
1時間当たり	1,540円
1時間当たり	330円
1時間当たり	660円
無料	
1時間当たり	660円
無料	

に、



1時間当たり	1,320円
--------	--------

500円
5,000円
12,000円
21,000円
350円
3,500円
8,400円
14,700円

520円
5,200円
12,480円
21,840円
360円
3,600円
8,640円
15,120円

を

に、

700円
7,000円
16,800円
29,400円
490円
4,900円
11,760円
20,580円

720円
7,200円
17,280円
30,240円
500円
5,000円
12,000円
21,000円

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(栃木市地域福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市地域福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市渡良瀬の里条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例による改正後の栃木市渡良瀬の里条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市老人福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例による改正後の栃木市老人福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例による改正後の栃木市小野寺ふれあい館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市健康福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例による改正後の栃木市健康福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

、栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

栃木市保健福祉センター条例（平成22年栃木市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、「遊戯室及びデイサービス室」を「及び遊戯室」に改める。

別表第2の1 栃木市栃木保健福祉センター使用料の項中「500円」を「520円」に、

「

集会室	1時間につき 100円	
事務室	月額 100,000円	を
デイサービス室	月額 83,000円	

」

「

集会室	1時間につき 100円	に
-----	-------------	---

」

改め、同表の2 栃木市都賀保健センター使用料の項中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改め、同表の3 栃木市藤岡保健福祉センター使用料の項中「200円」を「210円」に、「400円」を「420円」に、「600円」を「620円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市保健福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使

用料については、なお従前の例による。

栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例の制定  
について

栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定  
するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例

(栃木市勤労者体育センター条例の一部改正)

第1条 栃木市勤労者体育センター条例(平成22年栃木市条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,200円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「1,600円」を「1,670円」に、「1,900円」を「1,990円」に、「600円」を「620円」に、「750円」を「780円」に、「800円」を「830円」に、「950円」を「990円」に改める。

(栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第2条 栃木市勤労者総合福祉センター条例(平成22年栃木市条例第168号)の一部を次のように改正する。

別表中「900円」を「940円」に、「1,100円」を「1,150円」に、「2,000円」を「2,090円」に、「2,500円」を「2,610円」に改める。

(とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正)

第3条 とちぎ蔵の街観光館条例(平成22年栃木市条例第171号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,000円」を「1,040円」に、「2,000円」を「2,090円」に、「500円」を「520円」に改める。

(栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正)

第4条 栃木市倭町小江戸ひろば条例(平成22年栃木市条例第172号)

の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「520円」に、「1,000円」を「1,040円」に改める。

(かかしの里条例の一部改正)

第5条 かかしの里条例（平成22年栃木市条例第173号）の一部を次のように改正する。

別表の1 行商等の行為をする場合におけるかかしの里使用料の項中

520円	を	540円	に改め、
520円		540円	
5,250円		5,500円	

同表の2 有料施設使用料の項中

310円	を	320円	に改める。
1,000円		1,040円	
1,500円		1,570円	
500円		520円	
750円		780円	
400円		420円	
600円		620円	

(栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正)

第6条 栃木市大平まちづくり交流センター条例（平成22年栃木市条例第175号）の一部を次のように改正する。



別表中

650円	を	680円	に、
630円		660円	
310円		320円	
520円		540円	
420円		440円	
520円		540円	
500円		520円	
」			
1,050円	を	1,100円	に改める。
520円		540円	
」			

(栃木市農村振興総合センター条例の一部改正)

第7条 栃木市農村振興総合センター条例（平成22年栃木市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「500円」を「520円」に、「200円」を「210円」に、「1,050円」を「1,100円」に改める。

(栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正)

第8条 栃木市出流ふれあいの森条例（平成22年栃木市条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 体験交流センターの項中「2,100円」を「2,200円」に改め、同表の2 コテージ等の項中

25,200円	を	26,400円	に
6,300円		6,600円	
12,600円		13,200円	
3,150円		3,300円	
3,500円		3,660円	
2,500円		2,610円	
2,100円		2,200円	
1,050円		1,100円	
1,050円		1,100円	

改める。

(栃木市農村婦人の家条例の一部改正)

第9条 栃木市農村婦人の家条例（平成22年栃木市条例第179号）の一部を次のように改正する。

別表の1 栃木市大平農村婦人の家の項中「840円」を「880円」に、「500円」を「520円」に改め、同表の2 栃木市西方農村婦人の家の項中「1,050円」を「1,100円」に、「500円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改める。

(栃木市農産物加工所条例の一部改正)

第10条 栃木市農産物加工所条例（平成22年栃木市条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表の1 栃木市大平西地区農産加工所の項中「1,050円」を「1,100円」に、「840円」を「880円」に、「520円」を「540円」に改め、同表の2 栃木市藤岡農産加工センターの項中「1,050

円」を「1,100円」に、「840円」を「880円」に改め、同表の3 栃木市西方農産加工所の項中「2,000円」を「2,090円」に改め、同表の4 栃木市真名子農産加工所の項中「1,050円」を「1,100円」に改め、同表の5 栃木市岩舟町ふるさとセンターの項中「1,050円」を「1,100円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「5,250円」を「5,500円」に、「520円」を「540円」に、「10,500円」を「11,000円」に、「4,200円」を「4,400円」に改める。

(栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正)

第11条 栃木市農業振興むらづくり施設条例(平成26年栃木市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「(第9条、第17条関係)」を「(第8条、第16条関係)」に改め、同表の1 栃木市岩舟農村環境改善センターの項中

「

700円	870円	を
------	------	---

」

「

730円	910円	に、
------	------	----

」

「

第1会議室	1時間当たり	300円	370円	を
第2会議室	1時間当たり	300円	370円	

」

「

第1会議室	1時間当たり	310円	380円	に、
第2会議室	1時間当たり	310円	380円	

」

	120,000円
	45,000円

を

「

	125,710円
	47,140円

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(栃木市勤労者体育センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例による改正後の栃木市勤労者体育センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例による改正後の栃木市勤労者総合福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例による改正後のとちぎ蔵の街観光館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例による改正後の栃木市倭町小江戸ひろば条例の規定は、この条

例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(かかしの里条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例による改正後のかかしの里条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例による改正後の栃木市大平まちづくり交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市農村振興総合センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例による改正後の栃木市農村振興総合センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例による改正後の栃木市出流ふれあいの森条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市農村婦人の家条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例による改正後の栃木市農村婦人の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市農産物加工所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 この条例による改正後の栃木市農産物加工所条例の規定は、この条例

の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 2 この条例による改正後の栃木市農業振興むらづくり施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例

栃木市営有料観光駐車場条例（平成22年栃木市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 電気自動車用急速充電器を利用する者は、市長に別表第2に定める額の使用料を支払わなければならない。

第15条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条、第15条関係）

区分	金額
電気自動車用急速充電器	1回（30分以内）につき550円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市営有料観光駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条  
例の制定について

道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例

(道の駅にしかた条例の一部改正)

第1条 道の駅にしかた条例（平成23年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 電気自動車用急速充電器

第11条第1項中「及び交流物産館」を「、交流物産館及び電気自動車用急速充電器」に改める。

別表中

「

農産物直売所	農産物・	1号会員	販売額の15%
農村レストラン	農産物加	2号会員	販売額の16%
交流物産館	工品等	3号会員	販売額の20%
	その他	1号～3号会員	販売額の40% 以内で市長が別に定める額

を

「

農産物直売所	農産物・	1号会員	販売額の15%
農村レストラン	農産物加	2号会員	販売額の16%
交流物産館	工品等	3号会員	販売額の20%
	その他	1号～3号会員	販売額の40%

に

		号会員	以内で市長が別に定める額
電気自動車用急速充電器	—	—	1回（30分以内）につき 550円

改める。

（道の駅みかも条例の一部改正）

第2条 道の駅みかも条例（平成26年栃木市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 電気自動車用急速充電器

第11条第1項中「又は物産館」を「、物産館又は電気自動車用急速充電器」に改める。

別表中

「

農産物直売室	農産物・	1号会員	販売額の15%
農産物加工・販売室	農産物加工品等	2号会員	販売額の16%
		3号会員	販売額の20%
地域食材供給室 物産館	その他	1号～3号会員	販売額の40% 以内で市長が別に定める額

を

農産物直売室 農産物加工・販 売室	農産物・ 農産物加 工品等	1号会員	販売額の15%
		2号会員	販売額の16%
		3号会員	販売額の20%
地域食材供給室 物産館	その他	1号～3 号会員	販売額の40% 以内で市長が別 に定める額
電気自動車用急 速充電器	—	—	1回(30分以 内)につき 550円

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(道の駅にしかた条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の道の駅にしかた条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(道の駅みかも条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例による改正後の道の駅みかも条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例  
の一部を改正する条例の制定について

栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市準用河川占用料徴収条例  
の一部を改正する条例

(栃木市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 栃木市道路占用料徴収条例(平成22年栃木市条例第197号)の  
一部を次のように改正する。

第2条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(栃木市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第2条 栃木市準用河川占用料徴収条例(平成22年栃木市条例第199号)  
の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号、第3号及び第4号中「100分の108」を「1  
00分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(栃木市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の栃木市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後  
に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収する占用料については、  
なお従前の例による。

(栃木市準用河川占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正後の栃木市準用河川占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日  
以後に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収する占用料について  
は、なお従前の例による。

栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市公園条例の一部を改正する条例

栃木市公園条例（平成22年栃木市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

第11条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栃木市公園条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定するものとする。

令和元年 8 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

栃木市公園有料公園施設に関する条例（平成22年栃木市条例第192号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1のファミリーパークの項中

「

4月1日から11月30日まで
1月5日から12月27日まで
1月5日から12月27日まで

を

「

次に掲げる日を除く毎日 (1) 月曜日 (2) 火曜日 (3) 12月1日から翌年3月31日まで
次に掲げる日を除く毎日 (1) 月曜日 (2) 火曜日 (3) 12月28日から翌年1月4日まで
次に掲げる日を除く毎日 (1) 月曜日 (2) 火曜日 (3) 12月28日から翌年1月4日まで

に

」

改める。

別表第2の1 栃木市総合運動公園の部(1) 総合体育館の項中

1時間につき	1,600円
1時間につき	4,000円
1時間につき	16,000円
1人1回につき	60円
1人1回につき	220円
1時間につき	800円
1時間につき	2,000円
1時間につき	8,000円
1人1回につき	60円
1人1回につき	220円
1人1回につき	60円
1人1回につき	220円
1時間につき	600円
1時間につき	1,500円
1時間につき	6,000円
1人1回につき	60円
1人1回につき	220円
1時間につき	600円
1時間につき	1,500円
1時間につき	6,000円
1人1回につき	60円

を

1人1回につき	220円
1人1回につき	300円
1時間につき	500円
器具一式 1種目につき	330円
器具一式 (ラケット及びボールを除く。)	220円
器具一式 (ラケット及びシャトルコックを除く。)	220円
器具一式	330円
器具一式	330円
器具一式	330円
器具一式	330円
マイク1本 1時間につき	500円 (1本増すごとに110円を追加)
1人1回につき	50円
1対 1時間につき	400円

1時間につき	1,670円
1時間につき	4,190円
1時間につき	16,760円
1人1回につき	60円
1人1回につき	230円
1時間につき	830円
1時間につき	2,090円
1時間につき	8,380円

に

1人1回につき	60円
1人1回につき	230円
1人1回につき	60円
1人1回につき	230円
1時間につき	620円
1時間につき	1,570円
1時間につき	6,280円
1人1回につき	60円
1人1回につき	230円
1時間につき	620円
1時間につき	1,570円
1時間につき	6,280円
1人1回につき	60円
1人1回につき	230円
1人1回につき	310円
1時間につき	520円
器具一式 1種目につき	340円
器具一式 (ラケット及びボールを除く。)	230円
器具一式 (ラケット及びシャトルコックを除く。)	230円
器具一式	340円
器具一式	340円
器具一式	340円
器具一式	340円

マイク1本 1時間につき 520円 (1本増すごとに110円を追加)
1人1回につき 50円
1対 1時間につき 420円

改め、同部(2) 陸上競技場等の項中

1時間につき 1,500円
1時間につき 3,750円
1時間につき 15,000円
1時間につき 200円
1時間につき 250円
1時間につき 500円
1時間につき 1,250円
1時間につき 5,000円
1時間につき 1,000円
1時間につき 2,500円
1時間につき 10,000円
1時間につき 600円
1時間につき 1,500円
1時間につき 6,000円
1時間につき 500円
1時間につき 1,250円
1時間につき 5,000円

を

1時間につき	250円
1時間につき	630円
1時間につき	2,500円
1時間につき	250円
1時間につき	630円
1時間につき	2,500円
1回(半日)につき	1,000円 (ただし、軟式野球場については、2時間で2,000円とする。)
1回(半日)につき	500円
30分	2,500円
1面 30分	200円

1時間につき	1,570円
1時間につき	3,920円
1時間につき	15,710円
1時間につき	210円
1時間につき	260円
1時間につき	520円
1時間につき	1,300円
1時間につき	5,230円
1時間につき	1,040円
1時間につき	2,610円

に

1時間につき	10,470円
1時間につき	620円
1時間につき	1,570円
1時間につき	6,280円
1時間につき	520円
1時間につき	1,300円
1時間につき	5,230円
1時間につき	260円
1時間につき	660円
1時間につき	2,610円
1時間につき	260円
1時間につき	660円
1時間につき	2,610円
1回(半日)につき	1,040円 (ただし、軟式野球場については、2時間で210円とする。)
1回(半日)につき	520円
30分	2,610円
1面 30分	210円

改め、同部(3) プールの項中「300円」を「310円」に改め、同部(4) 弓道場の項中「400円」を「420円」に、「1,000円」を「1,040円」に、「4,000円」を「4,190円」に改め、同表の2 大平運動公園の部中



1時間につき	600円
1日につき	4,800円
1時間につき	1,500円
1日につき	12,000円
1時間につき	6,000円
1日につき	48,000円
1回につき	1,000円
1回につき	500円
1時間につき	1,000円
1時間につき	2,500円
1時間につき	10,000円
1時間につき	500円
1時間につき	1,250円
1時間につき	5,000円
30分につき	2,500円
30分につき	1,250円
1時間につき	400円
1時間につき	1,000円
1時間につき	4,000円
30分につき	200円
1時間につき	500円
1時間につき	1,250円
1時間につき	5,000円

を

30分につき 500円
-------------

1時間につき 620円
1日につき 5,020円
1時間につき 1,570円
1日につき 12,570円
1時間につき 6,280円
1日につき 50,280円
1回につき 1,040円
1回につき 520円
1時間につき 1,040円
1時間につき 2,610円
1時間につき 10,470円
1時間につき 520円
1時間につき 1,300円
1時間につき 5,230円
30分につき 2,610円
30分につき 1,300円
1時間につき 420円
1時間につき 1,040円
1時間につき 4,190円
30分につき 210円
1時間につき 520円

に

1時間につき	1,300円
1時間につき	5,230円
30分につき	520円

改め、同表の3 藤岡渡良瀬運動公園の部中

1時間につき	400円
1時間につき	1,000円
1時間につき	4,000円
1時間につき	500円
1時間につき	1,250円
1時間につき	5,000円
1時間につき	400円
1時間につき	1,000円
1時間につき	4,000円
1時間につき	400円
1時間につき	1,000円
1時間につき	4,000円
1時間につき	400円
1時間につき	1,000円
1時間につき	4,000円
30分につき	1,000円
1時間につき	800円
1時間につき	2,000円

を

1時間につき	8,000円
1時間につき	500円
1時間につき	1,250円
1時間につき	5,000円

1時間につき	420円
1時間につき	1,040円
1時間につき	4,190円
1時間につき	520円
1時間につき	1,300円
1時間につき	5,230円
1時間につき	420円
1時間につき	1,040円
1時間につき	4,190円
1時間につき	420円
1時間につき	1,040円
1時間につき	4,190円
1時間につき	420円
1時間につき	1,040円
1時間につき	4,190円
30分につき	1,040円
1時間につき	830円
1時間につき	2,090円

に

1時間につき	8,380円
1時間につき	520円
1時間につき	1,300円
1時間につき	5,230円

改め、同表の4 ファミリーパークの部(1) バーベキュー場の項中「1,500円」を「1,570円」に改め、同部(2) ファミリーパークプラザの項中「300円」を「310円」に改め、同部(3) バッテリーカー乗り場の項中備考3を削り、同表の5 ふるさとセンターパークの部及び6 栃木市都賀聖地公園の部中「300円」を「310円」に改め、同表の7 西方総合公園の部中

1時間につき	500円
1時間につき	1,250円
1時間につき	5,000円
30分につき	2,000円
30分につき	1,500円
1時間につき	400円
1時間につき	1,000円
1時間につき	4,000円
1人1回につき	50円
1人1回につき	100円
1時間につき	300円
1時間につき	150円

を

1時間につき 2,500円
---------------

1時間につき 520円
1時間につき 1,300円
1時間につき 5,230円
30分につき 2,090円
30分につき 1,570円
1時間につき 420円
1時間につき 1,040円
1時間につき 4,190円
1人1回につき 50円
1人1回につき 100円
1時間につき 310円
1時間につき 150円
1時間につき 2,610円

改め、同表の8 岩舟総合運動公園の部中「300円」を「310円」に、「500円」を「520円」に、「200円」を「210円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市公園有料公園施設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に

係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

令和元年 8 月 3 0 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子



栃木市条例第 号

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例

栃木市市民交流センター条例（令和元年栃木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区 分			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
1階	スタジオ1	1時間につき	620円	940円
	スタジオ2	1時間につき	310円	470円
	大交流室	1時間につき	620円	940円
2階	多目的室1	1時間につき	310円	470円
	会議室1	1時間につき	210円	310円
	会議室2	1時間につき	210円	310円
	軽運動室1	1時間につき	210円	310円
	軽運動室2	1時間につき	210円	310円
3階	多目的室2	1時間につき	310円	470円
	創作室1	1時間につき	210円	310円
	創作室2	1時間につき	210円	310円
	会議室3	1時間につき	210円	310円
	会議室4	1時間につき	210円	310円
	調理室	1時間につき	420円	620円

4階	音楽室1	1時間につき	420円	620円
	音楽室2	1時間につき	310円	470円
	和室1	1時間につき	210円	310円
	和室2	1時間につき	210円	310円
	研修室1	1時間につき	210円	310円
	研修室2	1時間につき	210円	310円
	講義室	1時間につき	310円	470円
1階	ギャラリー	1日につき	940円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市下水道条例及び栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市下水道条例の一部改正)

第1条 栃木市下水道条例（平成22年栃木市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第195号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(栃木市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定した使用料のうち施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）までの期間の月数で除し、これに前回確定日

から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している農業集落排水施設の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるもの(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定した使用料のうち施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)に係る使用料については、なお従前の例による。

- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市水道事業給水条例の一部を改正する条例

栃木市水道事業給水条例（平成22年栃木市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第24条、第25条及び第28条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第34条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に検針により水道料金の支払を受ける権利が確定されるもの（施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定した水道料金のうち施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する水道料金を前回確定日（その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子



栃木市条例第 号

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成22年栃木市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

栃木市火災予防条例（平成23年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第46条第2項中「同項の」の次に「届出の内容を変更し、又は」を加える。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しく

はこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項及び第29条の5の改正規定は、公布の日から施行する。

栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(栃木市コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 栃木市コミュニティセンター条例（平成22年栃木市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「450円」を「470円」に、「200円」を「210円」に改める。

(栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例（平成22年栃木市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に、「450円」を「470円」に改める。

(栃木市集会所条例の一部改正)

第3条 栃木市集会所条例（平成22年栃木市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「300円」を「310円」に、「450円」を「470円」に、「200円」を「210円」に改める。

(栃木市文化会館条例の一部改正)

第4条 栃木市文化会館条例（平成22年栃木市条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 栃木市栃木文化会館の項中

「

10,000円	15,000円	20,000円
13,000円	19,000円	26,000円
17,000円	25,000円	34,000円
22,000円	33,000円	44,000円
20,000円	25,000円	30,000円
26,000円	32,000円	39,000円
34,000円	42,000円	51,000円
44,000円	55,000円	66,000円
5,000円	6,000円	7,000円
7,000円	9,000円	11,000円
3,000円	4,500円	6,000円
4,000円	6,000円	8,000円
5,000円	7,000円	10,000円
6,000円	9,000円	12,000円
6,000円	7,000円	9,000円
7,000円	8,000円	10,000円
10,000円	12,000円	15,000円
13,000円	16,000円	19,000円
1,000円	2,000円	3,000円
2,000円	3,000円	4,000円
1,000円	1,000円	1,000円
500円	500円	500円
500円	500円	500円

を

500円	500円	500円
1,500円	1,500円	1,500円
1,000円	1,000円	1,000円
1,000円	1,000円	1,000円
2,000円	2,000円	2,000円
1,000円	1,000円	1,000円
1,500円	1,500円	1,500円
		6,000円
		3,000円

」

「

10,470円	15,710円	20,950円
13,610円	19,900円	27,230円
17,800円	26,190円	35,610円
23,040円	34,570円	46,090円
20,950円	26,190円	31,420円
27,230円	33,520円	40,850円
35,610円	44,000円	53,420円
46,090円	57,610円	69,140円
5,230円	6,280円	7,330円
7,330円	9,420円	11,520円
3,140円	4,710円	6,280円
4,190円	6,280円	8,380円



5,230円	7,330円	10,470円
6,280円	9,420円	12,570円
6,280円	7,330円	9,420円
7,330円	8,380円	10,470円
10,470円	12,570円	15,710円
13,610円	16,760円	19,900円
1,040円	2,090円	3,140円
2,090円	3,140円	4,190円
1,040円	1,040円	1,040円
520円	520円	520円
520円	520円	520円
520円	520円	520円
1,570円	1,570円	1,570円
1,040円	1,040円	1,040円
1,040円	1,040円	1,040円
2,090円	2,090円	2,090円
1,040円	1,040円	1,040円
1,570円	1,570円	1,570円
		6,280円
		3,140円

に

改め、同表の2 栃木市大平文化会館の項中

6,000円	9,000円	12,000円
8,000円	12,000円	16,000円
10,000円	15,000円	20,000円
13,000円	20,000円	26,000円
12,000円	15,000円	18,000円
16,000円	20,000円	24,000円
20,000円	25,000円	30,000円
26,000円	32,500円	39,000円
2,000円	3,000円	4,000円
3,000円	4,000円	5,000円
500円	500円	500円
500円	500円	500円
1,000円	1,000円	1,000円
		3,000円

を

6,280円	9,420円	12,570円
8,380円	12,570円	16,760円
10,470円	15,710円	20,950円
13,610円	20,950円	27,230円
12,570円	15,710円	18,850円
16,760円	20,950円	25,140円
20,950円	26,190円	31,420円

27,230円	34,040円	40,850円
2,090円	3,140円	4,190円
3,140円	4,190円	5,230円
520円	520円	520円
520円	520円	520円
1,040円	1,040円	1,040円
		3,140円

に

改め、同表の3 栃木市藤岡文化会館の項中

6,000円	9,000円	12,000円
8,000円	12,000円	16,000円
10,000円	15,000円	20,000円
13,000円	20,000円	26,000円
12,000円	15,000円	18,000円
16,000円	20,000円	24,000円
20,000円	25,000円	30,000円
26,000円	32,500円	39,000円
3,000円	4,500円	6,000円
4,000円	6,000円	8,000円
5,000円	7,000円	10,000円
6,000円	9,000円	12,000円
6,000円	7,000円	9,000円

を

7,000円	8,000円	10,000円
10,000円	12,000円	15,000円
13,000円	16,000円	19,000円
2,000円	3,000円	4,000円
3,000円	4,000円	5,000円
2,000円	3,000円	4,000円
3,000円	5,000円	6,000円
4,000円	6,000円	8,000円
5,000円	8,000円	10,000円
4,000円	5,000円	6,000円
6,000円	8,000円	9,000円
8,000円	10,000円	12,000円
10,000円	13,000円	15,000円
500円	500円	500円
500円	500円	500円
500円	500円	500円

6,280円	9,420円	12,570円
8,380円	12,570円	16,760円
10,470円	15,710円	20,950円
13,610円	20,950円	27,230円
12,570円	15,710円	18,850円

16,760円	20,950円	25,140円
20,950円	26,190円	31,420円
27,230円	34,040円	40,850円
3,140円	4,710円	6,280円
4,190円	6,280円	8,380円
5,230円	7,330円	10,470円
6,280円	9,420円	12,570円
6,280円	7,330円	9,420円
7,330円	8,380円	10,470円
10,470円	12,570円	15,710円
13,610円	16,760円	19,900円
2,090円	3,140円	4,190円
3,140円	4,190円	5,230円
2,090円	3,140円	4,190円
3,140円	5,230円	6,280円
4,190円	6,280円	8,380円
5,230円	8,380円	10,470円
4,190円	5,230円	6,280円
6,280円	8,380円	9,420円
8,380円	10,470円	12,570円
10,470円	13,610円	15,710円
520円	520円	520円
520円	520円	520円

に

520円	520円	520円
------	------	------

改め、同表の4 栃木市都賀文化会館の項中

6,000円	9,000円	12,000円
8,000円	12,000円	16,000円
10,000円	15,000円	20,000円
13,000円	20,000円	26,000円
12,000円	15,000円	18,000円
16,000円	20,000円	24,000円
20,000円	25,000円	30,000円
26,000円	32,500円	39,000円
3,000円	4,500円	6,000円
4,000円	6,000円	8,000円
5,000円	7,000円	10,000円
6,000円	9,000円	12,000円
6,000円	7,000円	9,000円
7,000円	8,000円	10,000円
10,000円	12,000円	15,000円
13,000円	16,000円	19,000円
2,000円	3,000円	4,000円
3,000円	4,000円	5,000円
500円	500円	500円

を

500円	500円	500円
1,000円	1,000円	1,000円
1,000円	1,000円	1,000円
		3,000円

」

「

6,280円	9,420円	12,570円
8,380円	12,570円	16,760円
10,470円	15,710円	20,950円
13,610円	20,950円	27,230円
12,570円	15,710円	18,850円
16,760円	20,950円	25,140円
20,950円	26,190円	31,420円
27,230円	34,040円	40,850円
3,140円	4,710円	6,280円
4,190円	6,280円	8,380円
5,230円	7,330円	10,470円
6,280円	9,420円	12,570円
6,280円	7,330円	9,420円
7,330円	8,380円	10,470円
10,470円	12,570円	15,710円
13,610円	16,760円	19,900円
2,090円	3,140円	4,190円

に

3,140円	4,190円	5,230円
520円	520円	520円
520円	520円	520円
1,040円	1,040円	1,040円
1,040円	1,040円	1,040円
		3,140円

改め、同表の5 栃木市岩舟文化会館の項中

6,000円	9,000円	12,000円
8,000円	12,000円	16,000円
10,000円	15,000円	20,000円
13,000円	20,000円	26,000円
12,000円	15,000円	18,000円
16,000円	20,000円	24,000円
20,000円	25,000円	30,000円
26,000円	32,500円	39,000円
2,000円	3,000円	4,000円
3,000円	4,000円	5,000円
1,000円	1,500円	2,000円
1,500円	2,500円	3,000円
2,000円	3,000円	4,000円
2,500円	4,000円	5,000円

を



2,000円	2,500円	3,000円
3,000円	4,000円	4,500円
4,000円	5,000円	6,000円
5,000円	6,500円	7,500円
500円	500円	500円
500円	500円	500円
500円	500円	500円
500円	500円	500円

6,280円	9,420円	12,570円
8,380円	12,570円	16,760円
10,470円	15,710円	20,950円
13,610円	20,950円	27,230円
12,570円	15,710円	18,850円
16,760円	20,950円	25,140円
20,950円	26,190円	31,420円
27,230円	34,040円	40,850円
2,090円	3,140円	4,190円
3,140円	4,190円	5,230円
1,040円	1,570円	2,090円
1,570円	2,610円	3,140円
2,090円	3,140円	4,190円

に

2,610円	4,190円	5,230円
2,090円	2,610円	3,140円
3,140円	4,190円	4,710円
4,190円	5,230円	6,280円
5,230円	6,800円	7,850円
520円	520円	520円
520円	520円	520円
520円	520円	520円
520円	520円	520円

改める。

別表第3中

11,000円以内	を	11,520円以内	に
3,000円以内		3,140円以内	
3,000円以内		3,140円以内	
10,000円以内		10,470円以内	

改める。

別表第4中

4,000円以内	を	4,190円以内	に
6,000円以内		6,280円以内	

改める。

(栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部改正)

第5条 栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例（平成22年栃木市条例第226号）の一部を次のように改正する。

別表の1 スポーツ開放施設の項中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改め、同表の2 生涯学習開放施設の項中「200円」を「210円」に、「250円」を「260円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(栃木市コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の栃木市コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市集会所条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例による改正後の栃木市集会所条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市文化会館条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正後の栃木市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、施行日以後の利用であって、その承認をこの条例の公布の日前に受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

（栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

7 この条例による改正後の栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
の制定について

栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定するものとする。

令和元年 8 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

栃木市公民館条例の一部を改正する条例（令和元年栃木市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 栃木市公民館使用料

(1) 栃木市大宮公民館

区分			午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
1階	大交流室	1時間につき	620円	940円
	調理実習室	1時間につき	310円	470円
	和室1	1時間につき	100円	150円
	和室2	1時間につき	100円	150円
2階	工作実習室	1時間につき	210円	310円
	中会議室	1時間につき	310円	470円
	小会議室	1時間につき	100円	150円
	講座室	1時間につき	100円	150円

(2) 栃木市皆川公民館

区分			午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
----	--	--	------------------	-------------------

1階	和室	1時間につき	210円	310円
2階	調理室	1時間につき	310円	470円
	大研修室	1時間につき	620円	940円
	中研修室	1時間につき	210円	310円
	小研修室	1時間につき	100円	150円

(3) 栃木市吹上公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
大交流室	1時間につき	620円	940円
中会議室	1時間につき	210円	310円
小会議室	1時間につき	100円	150円
講座室	1時間につき	210円	310円
和室1	1時間につき	100円	150円
和室2	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	310円	470円

(4) 栃木市寺尾公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
大交流室	1時間につき	620円	940円
調理実習室	1時間につき	310円	470円
研修室	1時間につき	210円	310円
和室	1時間につき	210円	310円
会議室	1時間につき	210円	310円

## (5) 栃木市国府公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
大交流室	1時間につき	620円	940円
中会議室	1時間につき	210円	310円
小会議室	1時間につき	100円	150円
講座室	1時間につき	210円	310円
和室1	1時間につき	100円	150円
和室2	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	310円	470円

## (6) 栃木市大平公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで	
1階	視聴覚室	1時間につき	310円	470円
	第1・第2研修室(和室)	1時間につき	210円	310円
	調理実習室	1時間につき	310円	470円
2階	第1会議室	1時間につき	310円	470円
	第2会議室	1時間につき	310円	470円
	第3会議室	1時間につき	100円	150円
	第4会議室	1時間につき	100円	150円
	第3・第4研修室(和室)	1時間につき	210円	310円



## (7) 栃木市藤岡公民館

区分			午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
1 階	第 1 会議室	1 時間につき	100 円	150 円
	第 2 会議室	1 時間につき	100 円	150 円
	研修室	1 時間につき	100 円	150 円
	調理実習室	1 時間につき	310 円	470 円
2 階	大会議室 2	1 時間につき	210 円	310 円
	大広間	1 時間につき	310 円	470 円
	和室 1	1 時間につき	100 円	150 円
	和室 2	1 時間につき	100 円	150 円
3 階	大会議室 1	1 時間につき	310 円	470 円
	中会議室	1 時間につき	210 円	310 円
	和室 3	1 時間につき	100 円	150 円
	多目的室	1 時間につき	210 円	310 円

## (8) 栃木市都賀公民館

区分			午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
1 階	講堂	1 時間につき	620 円	940 円
	調理実習室	1 時間につき	310 円	470 円
2 階	研修室 (1)	1 時間につき	210 円	310 円
	研修室 (2)	1 時間につき	210 円	310 円
	和室 (1)	1 時間につき	100 円	150 円

和室(2)	1時間につき	210円	310円
会議室(1)	1時間につき	100円	150円
会議室(2)	1時間につき	100円	150円

(9) 栃木市西方公民館

区分			午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
1階	会議室	1時間につき	210円	310円
	多目的室	1時間につき	100円	150円
	調理実習室	1時間につき	310円	470円
2階	会議室(大)	1時間につき	310円	470円
	会議室(小)	1時間につき	100円	150円
	多目的室	1時間につき	100円	150円
	研修室	1時間につき	100円	150円
	和室	1時間につき	100円	150円

(10) 栃木市岩舟公民館

区分			午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
1階	第5会議室	1時間につき	100円	150円
2階	第1会議室	1時間につき	100円	150円
	第2会議室	1時間につき	100円	150円
	第3会議室	1時間につき	100円	150円
	第4会議室	1時間につき	100円	150円
	講義室	1時間につき	310円	470円

多目的室	1時間につき	210円	310円
和室	1時間につき	100円	150円

## 2 栃木市地区公民館使用料

### (1) 栃木市大平西地区公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
1階	児童室・図書 室	1時間につき 210円	310円
	和室	1時間につき 100円	150円
	調理実習室	1時間につき 310円	470円
2階	第1会議室	1時間につき 210円	310円
	第2会議室	1時間につき 210円	310円

### 物品使用料

使用物品	1回当たりの使用料
陶芸窯	素焼 1,100円
	本焼 3,300円

### (2) 栃木市大平南地区公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
1階	児童室・図書 室	1時間につき 210円	310円
	研修室(作業 室)	1時間につき 210円	310円

2階	第1会議室	1時間につき	210円	310円
	第2会議室	1時間につき	210円	310円
	研修室(和室)	1時間につき	210円	310円

(3) 栃木市大平東地区公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
第1会議室	1時間につき	210円	310円
第2会議室	1時間につき	210円	310円
和室	1時間につき	100円	150円
農産加工室	1時間につき	210円	310円

(4) 栃木市藤岡地区公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
婦人室	1時間につき	100円	150円
実習室	1時間につき	100円	150円
和室(1)	1時間につき	100円	150円
和室(2)	1時間につき	100円	150円
小会議室	1時間につき	210円	310円
講座室	1時間につき	210円	310円
ホール	1時間につき	310円	470円

(5) 栃木市三鴨地区公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
----	--	------------------	-------------------

研修室	1時間につき	100円	150円
会議室	1時間につき	100円	150円
講座室	1時間につき	310円	470円
調理実習室	1時間につき	310円	470円
和室(1)	1時間につき	100円	150円
和室(2)	1時間につき	100円	150円

(6) 栃木市部屋地区公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
研修室	1時間につき	210円	310円
会議室	1時間につき	100円	150円
ホール	1時間につき	310円	470円
調理実習室	1時間につき	310円	470円
和室(1)	1時間につき	100円	150円
和室(2)	1時間につき	100円	150円

(7) 栃木市赤麻地区公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
研修室	1時間につき	210円	310円
講座室	1時間につき	310円	470円
調理実習室	1時間につき	310円	470円
和室(1)	1時間につき	100円	150円
和室(2)	1時間につき	100円	150円

(8) 栃木市静和地区公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
大会議室	1時間につき	310円	470円
小会議室1	1時間につき	100円	150円
小会議室2	1時間につき	100円	150円
調理実習室	1時間につき	310円	470円
和室	1時間につき	100円	150円

(9) 栃木市小野寺地区公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで	
1階	第1会議室	1時間につき	310円	470円
2階	第2会議室	1時間につき	100円	150円
	第3会議室	1時間につき	100円	150円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- この条例による改正後の栃木市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例

栃木市体育施設条例（平成22年栃木市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表第1の栃木市大平体育館、栃木市大平南体育館及び栃木市大平武道館の項中「月曜日」の次に「。月曜日が祝日の場合は翌日」を加え、同表の栃木市都賀市民運動場の項中

「

(1) 祝日
(2) 12月28日から翌年1月4日までの日

を

「

12月28日から翌年1月4日までの日
--------------------

に

改め、同表の栃木市つがスポーツ公園運動場の項中

「

(1) 毎月最終火曜日。最終火曜日が祝日の場合はその翌日
(2) 12月28日から翌年1月4日までの日

を

「

12月28日から翌年1月4日までの日
--------------------

に

改め、同表の栃木市都賀体育センターの項中

「

午前9時から午後10時まで。	(1) 祝日
ただし、日曜日は午前9時から午後5時まで	(2) 12月28日から翌年1月4日までの日

を



午前9時から午後10時まで。 ただし、日曜日及び祝日は午前 9時から午後5時まで	12月28日から翌年1月4日 までの日
--	------------------------

改め、同表の栃木市木コミュニティセンターの項及び栃木市都賀南部コミュニティセンターの項中

(1) 祝日（体育館のみ） (2) 12月28日から翌年1月4日までの日
---

12月28日から翌年1月4日までの日
--------------------

改め、同表の栃木市大柿コミュニティセンターの項中

(1) 祝日（体育館のみ） (2) 12月28日から翌年1月4日までの日。ただし、12月 27日の宿泊は不可
--

12月28日から翌年1月4日までの日。ただし、12月27日 の宿泊は不可
---

改め、同表の栃木市岩舟総合運動場の項中

午前9時から午後10時まで (夜間照明については、午後9	(1) 祝日となる月曜日 (2) 12月28日から翌年1
---------------------------------	---------------------------------

時 30分まで)。ただし、月曜日は午前9時から午後5時まで	月4日までの日
-------------------------------	---------

午前9時から午後10時まで (夜間照明については、午後9時30分まで)	12月28日から翌年1月4日までの日
--	--------------------

に

改める。

別表第2の1 栃木市屋内運動場使用料の部中

500円	500円	500円
1,000円	1,000円	1,000円
1,250円	1,250円	1,250円
2,500円	2,500円	2,500円
5,000円	5,000円	5,000円
10,000円	10,000円	10,000円

を

520円	520円	520円
1,040円	1,040円	1,040円
1,300円	1,300円	1,300円
2,610円	2,610円	2,610円
5,230円	5,230円	5,230円
10,470円	10,470円	10,470円

に、

1時間につき 200円
1回につき 300円
1回につき 600円
1回につき 300円
1回につき 600円
1回につき 750円
1回につき 1,500円
1回につき 3,000円
1回につき 6,000円

を

1時間につき 210円
1回につき 310円
1回につき 620円
1回につき 310円
1回につき 620円
1回につき 780円
1回につき 1,570円
1回につき 3,140円
1回につき 6,280円

に改め、

同表の2 栃木市大平体育館の部(1) 個人使用料の項中「220円」を「230円」に改め、同部(2) 占用使用料の項中

1時間につき 1,000円
---------------

を

1時間につき	2,000円
1時間につき	2,500円
1時間につき	5,000円
1時間につき	10,000円
1時間につき	20,000円

1時間につき	1,040円
1時間につき	2,090円
1時間につき	2,610円
1時間につき	5,230円
1時間につき	10,470円
1時間につき	20,950円

に改め、

同表の3 栃木市大平南体育館の部(1) 個人使用料の項中「220円」を「230円」に改め、同部(2) 占用使用料の項中

1時間につき	700円
1時間につき	1,400円
1時間につき	1,750円
1時間につき	3,500円
1時間につき	7,000円
1時間につき	14,000円
1時間につき	300円
1時間につき	600円

を

1時間につき	730円
1時間につき	1,460円
1時間につき	1,830円
1時間につき	3,660円
1時間につき	7,330円
1時間につき	14,660円
1時間につき	310円
1時間につき	620円

に改め、

同表の4 栃木市大平武道館の部(2) 占用使用料の項中「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に改め、同表の5 栃木市藤岡総合体育館の部(1) 個人使用料の項中「220円」を「230円」に、「300円」を「310円」に改め、同部(2) 占用使用料の項中

1時間につき	1,400円
1時間につき	2,800円
1時間につき	3,500円
1時間につき	7,000円
1時間につき	14,000円
1時間につき	28,000円
1時間につき	600円
1時間につき	1,200円
1時間につき	1,500円

を

1時間につき	3,000円
1時間につき	6,000円
1時間につき	12,000円
1時間につき	600円
1時間につき	1,200円
1時間につき	1,500円
1時間につき	3,000円
1時間につき	6,000円
1時間につき	12,000円

1時間につき	1,460円
1時間につき	2,930円
1時間につき	3,660円
1時間につき	7,330円
1時間につき	14,660円
1時間につき	29,330円
1時間につき	620円
1時間につき	1,250円
1時間につき	1,570円
1時間につき	3,140円
1時間につき	6,280円
1時間につき	12,570円
1時間につき	620円

に改め、

1時間につき	1,250円
1時間につき	1,570円
1時間につき	3,140円
1時間につき	6,280円
1時間につき	12,570円

同部(3) 附属設備使用料の項中

1回につき	500円
1回につき	1,000円
1回につき	1,250円
1回につき	2,500円
1回につき	5,000円
1回につき	10,000円

を

1回につき	520円
1回につき	1,040円
1回につき	1,300円
1回につき	2,610円
1回につき	5,230円
1回につき	10,470円

に改め、

同表の6 栃木市藤岡弓道場使用料の部(2) 占用使用料の項中「250円」

を「300円」に改め、同表の7 栃木市都賀体育センター使用料の部(1)

個人使用料の項中「220円」を「230円」に改め、同部(2) 占用使

用料の項中

「

1時間につき	1,000円
1時間につき	2,000円
1時間につき	2,500円
1時間につき	5,000円
1時間につき	10,000円
1時間につき	20,000円
1時間につき	300円
1時間につき	600円

を

「

1時間につき	1,040円
1時間につき	2,090円
1時間につき	2,610円
1時間につき	5,230円
1時間につき	10,470円
1時間につき	20,950円
1時間につき	310円
1時間につき	620円

に改め、

同表の8 栃木市都賀市民運動場使用料の部(1) グラウンド使用料の項中

「

1時間につき	400円
1時間につき	1,000円
1時間につき	4,000円

を



1時間につき	800円
1時間につき	2,000円
1時間につき	8,000円

「

1時間につき	420円
1時間につき	1,040円
1時間につき	4,190円
1時間につき	830円
1時間につき	2,090円
1時間につき	8,380円

に改め、

」

## 同部(2) 夜間照明使用料の項中

「

30分につき	1,500円
30分につき	1,000円
30分につき	500円
30分につき	250円
30分につき	750円

を

「

30分につき	1,570円
30分につき	1,040円
30分につき	520円
30分につき	260円
30分につき	780円

に改め、

」

同表の9 栃木市つがスポーツ公園運動場使用料の部(1) グラウンド使用料の項中

1時間につき	500円
1時間につき	1,250円
1時間につき	5,000円
1時間につき	400円
1時間につき	1,000円
1時間につき	4,000円
1時間につき	1,800円
1時間につき	4,500円
1時間につき	18,000円
1時間につき	900円
1時間につき	2,250円
1時間につき	9,000円

を

1時間につき	520円
1時間につき	1,300円
1時間につき	5,230円
1時間につき	420円
1時間につき	1,040円
1時間につき	4,190円
1時間につき	1,880円
1時間につき	4,710円

に改め、

1時間につき	18,850円
1時間につき	940円
1時間につき	2,350円
1時間につき	9,420円

同部(2) テニスコート使用料の項中

「

1時間につき	400円
30分につき	200円

を

「

1時間につき	420円
30分につき	210円

に改め、

同部(3) 弓道場使用料の項中「200円」を「210円」に改め、同表の1

0 栃木市木コミュニティセンター使用料の部中

「

1時間につき	300円
1時間につき	500円
1時間につき	1,250円
1時間につき	400円
1時間につき	1,000円

を

「

1時間につき	310円
1時間につき	520円
1時間につき	1,300円

に改め、

1時間につき	420円
1時間につき	1,040円

同表の11 栃木市都賀南部コミュニティセンター使用料の部中

「

1時間につき	300円
1時間につき	500円
1時間につき	1,250円
1時間につき	400円
1時間につき	1,000円

を

「

1時間につき	310円
1時間につき	520円
1時間につき	1,300円
1時間につき	420円
1時間につき	1,040円

に改め、

同表の12 栃木市大柿コミュニティセンター使用料の部(1) 体験使用料の項中「300円」を「310円」に、「500円」を「520円」に改め、

同表の13 栃木市西方総合文化体育館使用料の部(1) 個人使用料の項中「220円」を「230円」に、「300円」を「310円」に改め、同部

(2) 占用使用料の項中

「

1時間につき	1,600円
1時間につき	3,200円

を

1時間につき	4,000円
1時間につき	8,000円
1時間につき	16,000円
1時間につき	32,000円
1時間につき	500円
1時間につき	1,000円
1時間につき	1,250円
1時間につき	2,500円
1時間につき	5,000円
1時間につき	10,000円
1時間につき	1,000円
1時間につき	2,000円
1時間につき	500円
1時間につき	1,000円
1時間につき	500円
1時間につき	1,000円
1時間につき	2,400円
1時間につき	4,800円
1時間につき	1,200円
1時間につき	2,400円

1時間につき	1,670円
1時間につき	3,350円

に改め、

1時間につき	4,190円
1時間につき	8,380円
1時間につき	16,760円
1時間につき	33,520円
1時間につき	520円
1時間につき	1,040円
1時間につき	1,300円
1時間につき	2,610円
1時間につき	5,230円
1時間につき	10,470円
1時間につき	1,040円
1時間につき	2,090円
1時間につき	520円
1時間につき	1,040円
1時間につき	520円
1時間につき	1,040円
1時間につき	2,510円
1時間につき	5,020円
1時間につき	1,250円
1時間につき	2,510円

同部(3) 附属設備使用料の項中

「

1回につき	500円
-------	------

を

1回につき	1,000円
1回につき	1,250円
1回につき	2,500円
1回につき	5,000円
1回につき	10,000円

1回につき	520円
1回につき	1,040円
1回につき	1,300円
1回につき	2,610円
1回につき	5,230円
1回につき	10,470円

に改め、

同表の14 栃木市西方北グラウンド使用料、15 栃木市西方南グラウンド使用料及び16 栃木市真名子運動広場使用料の部中「400円」を「420円」に、「1,000円」を「1,040円」に、「4,000円」を「4,190円」に改め、同表の17 栃木市岩舟総合運動場使用料の部(1)グラウンド使用料の項中「400円」を「420円」に、「1,000円」を「1,040円」に、「4,000円」を「4,190円」に改め、同部(2) 体育館使用料の項中「220円」を「230円」に、

1時間につき	500円
1時間につき	1,000円
1時間につき	1,250円

を

1時間につき	2,500円
1時間につき	5,000円
1時間につき	10,000円

「

1時間につき	520円
1時間につき	1,040円
1時間につき	1,300円
1時間につき	2,610円
1時間につき	5,230円
1時間につき	10,470円

に改め、

」

同部(3) テニスコート使用料の項中「400円」を「420円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栃木市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 財産の貸付けについて

栃木市コミュニティFM放送局演奏所及び設備一式として、次の財産を貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

## 1 建物の表示

種別	所在	名称	面積
建物	栃木市倭町13番2号	栃木市観光情報物産館内 栃木市コミュニティFM放送局演奏所	33.23㎡

## 2 設備の表示

- (1) 演奏所設備（スタジオブース含む）一式（栃木市倭町13番2号）
- (2) 演奏所設備（スタジオブース含む）一式（栃木市樋ノ口町43番地5）
- (3) 送信所設備一式（栃木市万町9番25号）
- (4) 中継局設備一式（栃木市藤岡町甲64番地2）

3 貸付期間 令和元年11月1日から令和6年10月31日まで

4 貸付金額 無償

5 貸付けの相手方 栃木市樋ノ口町43番地5

ケーブルテレビ株式会社

代表取締役 高田 光浩

## 6 貸付けの条件

貸し付ける建物及び設備一式は、コミュニティFM放送局「とちぎシティエフエム」の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

平成30年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

平成30年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金948,411,971円のうち600,000,000円を資本金に組み入れ、348,411,971円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

平成 3 0 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

平成 3 0 年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 3 0, 3 5 1, 4 3 2 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市西方町金崎806番地15

氏 名 館野 知美

生年月日 昭和47年9月29日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市本町14番30号

氏 名 黒川 弘照

生年月日 昭和40年12月11日

平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

平成30年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

平成30年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子



平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳  
出決算の認定について

平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算につ  
いて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ  
り議会の認定を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第23.3条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

平成30年度栃木市水道事業会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度栃木市水道事業会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和元年8月30日提出

栃木市長 大川 秀子

平成 3 0 年度栃木市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

平成 3 0 年度栃木市下水道事業会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和元年 8 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子



